

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和5年9月15日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、令和6年1月26日から同年2月26日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び周南市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年1月26日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ウォンツ周南河東店  
所在地 周南市河東町2055の1

#### 2 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。